

平成 25 年度

筑前町教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況についての点検及び評価報告書

平成 26 年 5 月

筑前町教育委員会

1. 点検及び評価の導入の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条により、平成20年4月から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表しなければならないこととされた。

2. 点検及び評価の実施に関する基本的な考え方

(1) 点検・評価の対象

教育委員会の事業内容及び事業体系を大きく三つの大項目に区分し、自己点検・評価シートを作成した。

① 大項目1 「教育委員会の活動」は、教育委員会という組織が自ら行う活動を中心に、次の6つの中項目に分け、点検項目として小項目を設けた。

1. 教育委員会の会議の運営改善
2. 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信
3. 教育委員会と事務局の連携
4. 教育委員会と首長の連携
5. 教育委員の研修
6. 学校及び教育施設に対する支援・条件整備

② 大項目2 「教育委員会が管理・執行する事務」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び筑前町教育長に対する事務委任規則の規定により、教育委員会が管理・執行する事務として、次の16の中項目を設けた。

1. 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること
2. 学校、公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること
3. 1件30万円を超える教育財産の取得を申し出ること
4. 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他の進退について内申すること
5. 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること
6. 前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと
7. 県費負担教職員以外の校長、公民館長及び図書館長の任免を行うこと
8. 教育委員会の職員の任免その他の人事を行うこと
9. 学校、公民館及び図書館の敷地を選定すること
10. 1件100万円以上の工事の計画を策定すること
11. 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと

12. 教育委員会規則等の制定又は改廃を行うこと
13. 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出ること
14. 社会教育委員及び公民館運営審議会委員を経るべき議案について、意見を申し述べること
15. 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること
16. 学齢児童・生徒の就学すべき学校の区域を選定し、又はこれを変更すること

③ 大項目3 「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」は、教育長に委任して行う事務を掲げているが、この部分については「平成25年度教育施策」の重点項目から、学校教育7、社会教育7の中項目を設定し、各施策を小項目とした。

◇ **学校教育の施策の重点**

- ① 地域に開かれた学校づくりの推進
- ② 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実
- ③ 心づくり・体づくりの推進
- ④ いじめ・不登校等に対する生徒指導体制の確立
- ⑤ 特別支援教育の充実
- ⑥ 人権教育の推進
- ⑦ 教職員の資質向上と人材育成

◇ **社会教育の施策の重点**

- ① 特色ある学習プログラム提供による成人事業の充実
- ② 子どもの読書活動推進計画をはじめとした読書活動の推進
- ③ 生涯スポーツの普及促進による健康増進
- ④ 多様なニーズに応える自主文化事業の充実
- ⑤ 様々な体験活動による青少年の健全育成
- ⑥ 「子どもの約束」の推進及び啓発事業の充実
- ⑦ 人権フェスタ及び人権セミナーの充実
- ⑧ 文化の振興

(2) 点検及び評価の基準

自己点検・評価の小項目ごとに達成状況を4段階で評価し、事例がなかったものは「一」で表示した。

- | | |
|-----------------|--------------|
| A・・・達成されている | D・・・達成されていない |
| B・・・ほぼ達成されている | 一・・・事例がなかった |
| C・・・あまり達成されていない | |

(3) 点検及び評価の手順

点検及び評価の手順については、点検及び評価の実施に関するフロー図により行う。

(4) 議会への報告

報告書は、議会全員協議会に報告する。

(5) 公表

点検及び評価の結果は、教育委員会において閲覧できるようにする。

(6) 点検及び評価結果の反映について

点検及び評価の結果は、今後の教育施策や取組・事業に活用する。

3. 学識経験者

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項に規定された、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、次の2名の方から意見をいただく。

氏 名	所 属 等
谷 口 好 幸	福岡県立朝倉東高等学校 元校長
飯 田 慎 司	福岡教育大学 教授

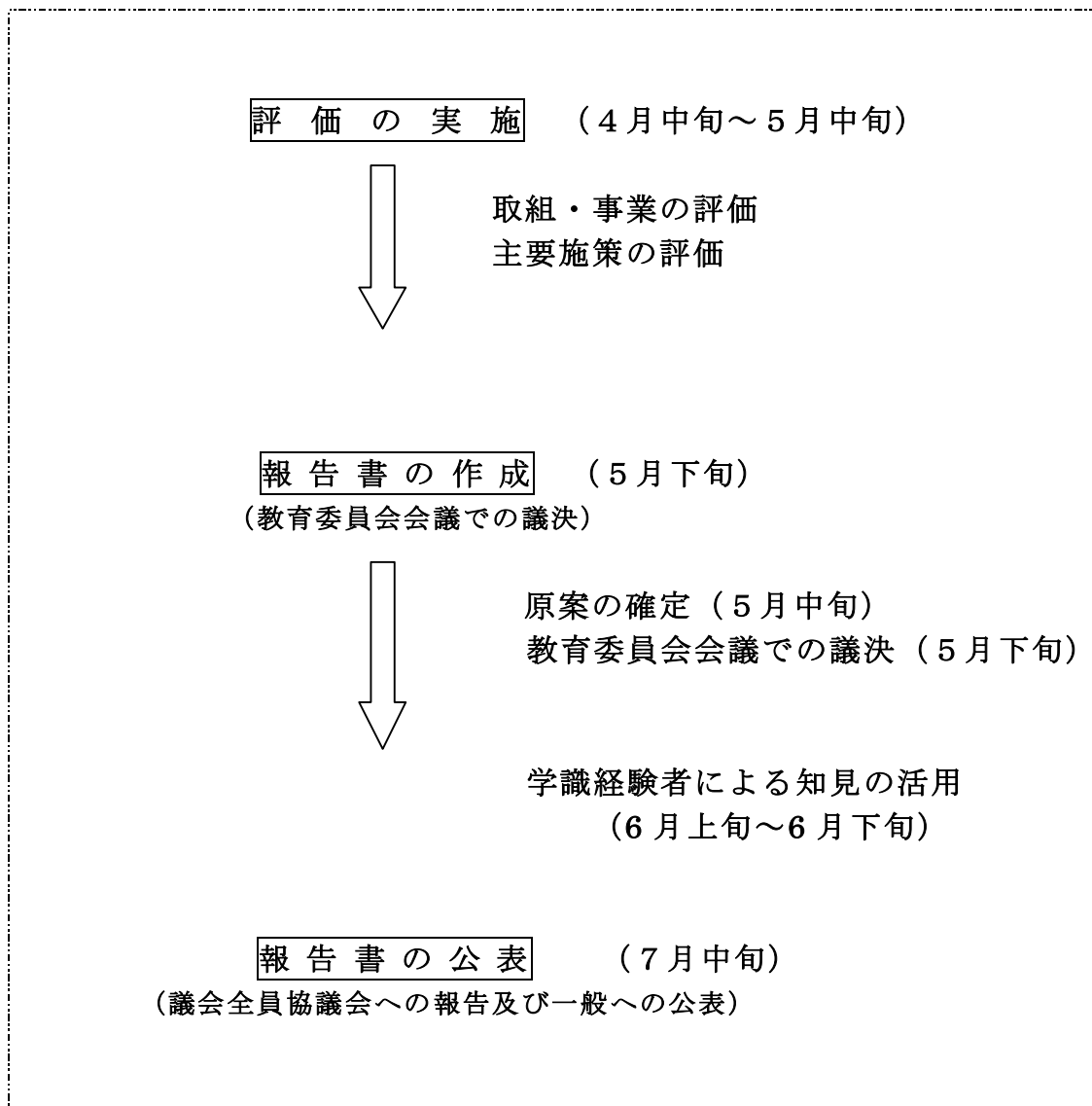
資料

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に対し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

- 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施に関するフロー図



(平成25年度)

筑前町教育委員会の自己点検・評価シート

大項目	中項目	小項目	点検・評価		改善・推進策
I 教育委員会の活動	1 教育委員会の会議の運営改善	① 教育委員会会議の開催回数	A	○定例会を毎月1回開催し、臨時会を3回開催した。(合計15回開催)	
		② 教育委員会会議の運営上の工夫	A	○定例の教育委員会開催日を特定せず、委員会の最後に翌月の定例会の日程を決めることで、全員が出席できるように調整を行っている。	
	2 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	① 教育委員会会議の傍聴者の状況	A	○教育委員会の開催については、告示することにより公示している。25年度は、4名の傍聴者があった。 ○議会事務局へ会議開催を通告する等の取り組みを行った。	○会議開催について、ホームページへの掲載を行うなどの広報の検討を行う。
		② 議事録等の公開、広報・広聴活動の状況	A	○会議録の閲覧はできるようにしている。	○会議録の公開について、ホームページに議事録の要約筆記の掲載を継続する。
	3 教育委員会と事務局との連携		A	○定例教育委員会開催時に、現状・課題について教育長から報告を行い、また教育課、生涯学習課から教育上の諸問題について報告を行うことにより、教育委員に情報提供がなされ共通理解が図られた。	
	4 教育委員会と首長との連携		A	○教育委員と正副町長との懇談会を実施するなどして、首長との連携を常に図っている。また、教育施策説明会や、学力向上研修会、各学校の研究発表会など首長の出席を要請しており、連携が図られている。	
5 教育委員の研修		A	○国、県が主催する教育委員を対象とした研修会や朝倉郡地方教育委員連絡協議会が行った先進地視察研修を行った。 8/22～23九州地区市町村教育委員研修大会(鹿児島市) 3名参加 10/26教育力向上県民フォーラム北筑後(大刀洗) 3名参加 10/25北筑後教育事務所管内教育委員研修会(久留米市) 4名参加 11/5～7全国市町村教委研修協議会第2B研修会(島根県) 全員参加 1/21～22朝倉郡地教委連県外研修会(熊本県水俣市) 全員参加 ○定例町議会の一般質問時に議会傍聴を行い、教育関係質問に対する認識を共有した。	○今後とも、各種研修会について、情報提供を行う。	
6 学校及び教育施設に対する支援・条件整備		A	○1学期には、北筑後教育事務所同伴の学校訪問を4校、筑前町教育委員会単独の学校訪問を2校実施し、2学期には、スクールミーティングを1校、学級参観型の訪問を4校、教育委員との意見交換会を1校実施した。		

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
II 教育委員会が管理・執行する事務	1	学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。	A ○平成25年度教育施策及び「学校教育推進25」並びに「社会教育推進25」を事務局で作成し、教育委員会で審議、決定した。	
	2	学校、公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。	— ○平成25年度は、なかった。	
	3	1件30万円を超える教育財産の取得を申し出ること。	— ○平成25年度は、案件がなかった。	
	4	県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他の進退について内申すること。	A ○県費負担教職員の次年度人事異動の内申をはじめ、定数欠員補充及び休職代替職員の任用に係る内申、退職内申、事務の共同実施兼務並びに小中兼務教職員の内申を行った。 ○県費負担教職員の懲戒及び分限はなかったが、指導措置として文書による訓告1名、口頭による訓告1名行うなど、2件の事案が発生した。	
	5	県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。	— ○県の方針を準用。	
	6	前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。	A ○北筑後教育事務所「人事異動取扱要領」を各学校に通知し、人事異動の適正な実施に取り組み、不服申し立てはなかった。	
	7	県費負担教職員以外の校長、公民館長及び図書館長の任免を行うこと。	A ○公民館長が平成25年3月末で2期4年の任期満了となるため、後任の人選を行った。	
	8	教育委員会の職員の任免その他の人事を行うこと。	A ○教育委員会事務局職員のほか、栄養士、事務補助、特別支援員、学習支援員、社会教育指導員、地域活動指導員、文化財整理及び給食調理の臨時職員等の任免を行った。	
	9	学校、公民館、図書館の敷地を選定すること。	— ○平成25年度は無かった。	
	10	1件100万円以上の工事の計画を策定すること	A ○総合計画の教育施設整備5か年（H26～H30）実施計画を策定した。	○今後も、町総合計画の3年毎の実施計画に載せる前に、教育委員会の審議を行い、策定する。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
II 教育委員会が管理・執行する事務	1 1	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。	A ○平成20年度事業から実施し、平成22年度事業から学識経験者の外部評価を行っている。	○委員会窓口での閲覧は行っているが、ホームページ等での公開が必要である。
	1 2	教育委員会規則等の制定又は改廃を行うこと。	A ○平成25年度の制定・改廃状況は、次の通りで、審議を行い可決した。 ・条例の一部改正案の議会上程・・・ 1件 ・規則の一部改正・・・ 2件 ・規程の一部改正・・・ 1件 ・要綱の制定・・・ 3件 ・要綱の一部改正・・・ 1件	○今後とも、状況の変化に対応した審議を行っていく。
	1 3	教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出ること。	A ○教育関係に係る当初予算、補正予算について意見具申を行った。	○教育関係に係る当初予算、補正予算について説明資料を工夫する。
	1 4	社会教育委員及び公民館運営審議会委員を経るべき議案について、意見を申し出ること。	A ○当たり前のことがきちんと実践できる子どもの育成を目指すための一つの方策として、「子どもの約束」について、社会教育委員の会議から答申を受けた。	
	1 5	校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。	A ○町単独の教職員研修を体系化し、実施した。 ・経験年数に応じた研修 ・職務内容に応じた研修 ・研究指定・委嘱事業の実施	○引き続き、教育施策において、研修に係る重点目標と具体的施策を定める。
	1 6	学齢児童・生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。	A ○平成25年度において、区域外就学に係る要綱を一部改正した。 ○小規模特認校制度について、学校運営協議会での熟議をお願いした。	

(学校教育)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
III 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	1 地域に開かれた学校づくりの推進	①コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の推進	A ○各学校の課題解決に向けた塾議を通して、特色のある取組ができた。具体的には、地域の独居老人へ児童が育てた花を贈る活動や地域のボランティア等と連携した防災教育・防災訓練を実施することができた。 ○中学校区で合同の学校運営協議会を開催し、小中が連携し児童・生徒の規範意識の向上に努めた。 ○各学校が、学校通信等で学校運営協議会の取組状況等について、地域住民等へホームページ等を通じて広報をすることができた。	○熟議した内容が具現化するよう支援を行っていく。 ○コミュニティ・スクールの取り組み状況については、今後もホームページを通じてより充実した情報発信を行う。
		②学校評価の効果的運用	A ○各学校が教育活動等について自己評価・学校関係者評価を行い、その結果の公表を通して学校運営の改善ができるように支援を行った。 ○学校関係者評価委員を学校運営協議会委員と兼ね、学校の教育活動に対する評価が、効率よく行うことができるようにした。	○各学校の教育目標達成に向けた学校評価の取組(R-PDCA)をさらに支援していく。 ○評価項目を重点化、焦点化し、学校の教育活動の成果と課題を明確にすることができるようにする。 ○学校運営協議会において評価の観点や妥当性を検討していく。 ○学校運営協議会での学校評価の在り方について検討を行う。
	2 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす教育の充実	①教育の機会均等を図る体制整備	A ○筑前町教職員研修を体系化したことにより、指導主事の派遣をより計画的に行い、学校を支援することができた。 ○三並小学校において、ICTを活用した学力の育成についての研究実践を行い、その成果をすべての小・中学校に周知することができた。 ○全小が中学校において、ユニバーサルデザインの授業づくりの視点を生かした授業改善を行うことができた。	○定期的な学校訪問を実施し、キャリアステージに応じた指導支援を計画的・継続的に行う。 ○授業づくりにおける基礎・基本を確認し、すべての教師が一定の水準で授業を行えるよう支援していく。
		②学力の定着を図る場の確保・充実	A ○ALTを町単独で雇用したことにより、ALTの授業への参加回数の増加、教材研究や担当者との打合せの充実、「Summer School in Chikuzen」等への活用が可能となった。また、夏季休業に小学校4年生を対象としたALTとの交流活動を行った。 ○学力調査で課題があった問題に対応する「フォローアップ資料」を活用した指導を単元指導計画に位置付けるとともに、補充学習等の中で継続的に活用することができた。	○外国語活用や英語の授業の効果的な指導ができるよう、ALTの単独雇用等の措置を継続する。 ○「フォローアップ資料」を活用した指導を、単元でも放課後等の補充学習でも行い、充実させる。 ○県の学力向上のための補助教材を計画的、継続的に活用する。 ○進路獲得に向けたサマースクール、ウィンタースクールの充実を行う。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
III 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	2 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす教育の充実	③教員の実践的指導力の向上	A ○筑前町教職員研修を実施したことにより、教職年数や職務内容に応じた研修を意図的、計画的に行い、受講者も達成感を持つことができた。 ○新規事業である筑前町研究指定・委嘱事業を実施し、三並小学校が「ICTを活用した学力の育成」、夜須中学校が「心に響く道徳の授業づくり」に関する研究を行ったことにより、他の学校への普及・啓発を図ることができた。	○受講者の研修の成果を、自校だけではなく、町内の学校へ普及させるとともに、学力向上研修会等を通じて家庭や地域にも知らせる。 ○三並小学校の「ICTを活用した学力の育成」(H25・26)、夜須中学校の「心に響く道徳の時間の授業づくり」(H25・26)の研究推進を支援し、発表会においてその成果の普及・啓発を図る。
		④町一体となった学力向上の機運の醸成	A ○リーフレット「学校教育推進25」を小・中学校の全児童生徒の家庭に配布するとともに、教育施策説明会、学力向上研修会を実施し、一定の評価を得ることができた。 ○学力テストの分析結果等について町広報紙を通じて、町民へ普及啓発することができた。更に、サマースクール、ウインターキャンプの取り組みの紹介することができた。	○教育施策説明会、学力向上研修会等を通じて、取組への保護者、地域の理解と意識向上を今後も図っていく。
	3 心づくり・体づくりの推進	①食育の推進	A ○筑前「食の都づくり」inみなみの里を開催し、学校、町の食育の推進の取組について町民に啓発することができた。 ○食育推進委員会を開催し、筑前町食育推進基本計画について各部署の具体的な取組を推進することができた。 ○筑前町第二次食育推進計画について検討することができた。	○食に関する年間指導計画の重点化により実効性のある食に関する指導を進める指導を行っていく。 ○筑前町第二次食育推進計画の作成。
		②キャリア教育、ボランティア活動の推進	A ○キャリア教育における小・中一貫のカリキュラムを作成し配布することができた。 ○中学生が校区内の小学校に出向いて、学習支援を行ったり、地域の行事等にボランティアとして積極的に参加することができた。	○キャリア教育、道徳教育に関する小・中一貫カリキュラムの年間指導計画への位置づけと実践例の蓄積をおこなう。
		③道徳教育の充実・改善	A ○町指定「心に響く道徳の時間の授業づくり(夜須中)」についての研修を基に各校の道徳教育の充実を図ることができた。	○県指定道徳教育推進事業についての研修を基に各校の道徳教育の充実を図っていく。
		④校庭を芝生化し、遊びと運動の奨励	B ○三輪小学校の中庭を芝生化し、生育状況の管理を定期的に行っている。	○地域のボランティアの協力を得て、生育の管理等について助言や援助を受ける。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	4 いじめ・不登校に対応する生徒指導体制の確立	①いじめ・不登校をなくす学校の取り組み	A ○生徒指導に係る調査等をもとに学校の取組を点検・指導し、いじめ認知件数は5、不登校は24で、数値はいじめの認知件数は昨年度より増加し、不登校数は昨年より減少した。 ○スクールソーシャルワーカーの計画的な学校訪問により、学校だけでは解決困難な個別の問題等の解決に向け効果的な活用を図った。 ○適応指導教室で、学校への支援復帰と学力の保障を行い、3名の生徒が高校へ進学することができた。 ○いじめ専門家による人間関係形成能力育成に関する教員研修を行い、教員の指導力の向上を図ることができた。	○いじめに特化したアンケートを、月1回以上確実に実施させ、校内の対策委員会の月1回の開催等、いじめの早期発見の取組をさらに進める。 ○専門家による人間関係形成能力育成に関するより効果的な教員研修を行い、教員の指導力の向上を図る。
		②児童生徒の安心・安全を守る連携体制	A ○通学路の安全確保のために、教育委員会、道路管理者、警察署が連携し、緊急点検を行い、危険箇所の改善を図った。 ○学校安全対策委員会での安全確保上の問題の確認等の連携を図り、児童生徒の生命にかかわる事故等は発生しなかった。	○町いじめ・不登校等問題対策委員会での情報共有を行い、町としての多面的な取組を進める。 ○各学校での安心メール等の普及を促し、不審者情報等、緊急時の連絡体制構築を進める。
		③児童生徒の安心・安全を守る人的支援	A ○スクールカウンセラー4名（町費2、県費2）、心の相談員2名の担当時間はフルに活用された。 ○スクールソーシャルワーカーに対する学校の有効活用が促進し、教育相談が充実した。 ○スクールガード・リーダーの助言をもとに、大雨による冠水時等における危険箇所の把握と改善を行った。	○スクールソーシャルワーカーの各学校のいじめ・不登校等対策委員会への有効活用を図る。 ○学校・保護者・地域及び関係機関等との情報交換を積極的に行い、新たな危険箇所等の把握を行う。
	5 特別支援教育の充実	①学校における特別支援教育の組織的な推進	A ○個々の児童生徒の実態に即した年間指導計画、個別の支援・指導計画の整備を進め、各学校の特別支援学級の適切な運営のための指導を行った。 ○校内の特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内特別支援教育推進委員会の定期的な開催と関係機関等との連携について指導した。	○普通学級に在籍する発達障害等が疑われる児童・生徒の個別の指導計画の作成し、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりを充実させる。 ○「ふくおか就学サポートノート」の普及と活用をはかる。
		②関係機関とのネットワークの構築	A ○県指導主事や臨床心理士の随行による巡回相談を実施し、個別の支援方法について指導、助言を行った。 ○スクールソーシャルワーカーが要となり、児童相談所やサポートセンター等の関係機関との連絡調整を密することで、児童生徒の健全育成に努めた。	○県指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した巡回訪問を行い、よりよい支援ができるようにしていく。 ○通常学級に在籍する気になる児童生徒への効果的な支援ができるような体制づくりをすすめることが必要。
		③個々の教育的ニーズに対応する人的支援	A ○本年度、通級指導教室を開設し、言葉に困り感を持つ児童への支援を行った。 ○8名の特別支援教育支援員を町費で各学校に配置し、特別支援学級での学習が充実させるとともに、普通学級の支援も積極的に行った。 ○特別教育支援員を対象とした研修会を行い、専門性の向上及び計画的な活用を図った。	○特別教育支援員のキャリアとニーズに応じた研修会を実施する。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	6 人権教育の推進	①学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進	A ○人権教育の視点に立った学校づくりについて、教育推進25に位置づけ施策説明会での説明を通じて、教員、保護者等への啓発を行った。 ○定期的な学校訪問を行い、学校の教育活動全体を通しての人権教育の推進が図れるよう、指導・支援を行うことができた。	○人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」が各学校で共通理解のもとで進められるよう指導主事の派遣を通じて、指導を行っていく。
		②組織的な取組の推進	A ○実態把握に基づき、人権尊重の視点に立った学校づくりの取組ができるよう、各学校の人権教育の全体計画、年間指導計画等の点検、改善がなされた。 ○人権が尊重された「学習活動づくり」について、指導主事等を招聘した研修会が、取り組まれるようになった。	○全体計画及び年間指導計画について、指標を作成し、その実施状況について、学校全体での「計画・実行・評価、改善」まで確実に行わせる。 ○「学習活動づくりについて」児童・生徒の人権尊重の意識が高まるよう効果的な推進する。
		③指導内容の充実と指導方法の工夫・改善	A ○人権教育教材「かがやき」「あおぞら」の計画的な活用や参加、体験的な授業づくりに向け、公開授業等とおして研修を行うことができた。 ○「人権が尊重される授業づくりの視点」を明らかにし、授業に生かすことができた。	○児童生徒の主体的・実践的な学習を通じた確かな学力保障がなされるよう、東小田小学校の人権教育公開授業等を通じて改善指導を行う。 ○人権に関する知的理解と人権感覚を関連させた、人権教育を推進していく。
	7 教職員の資質向上と人材育成	①教職員の資質向上を図る人事評価の推進	A ○人事評価のねらい、留意点等について各校長に指導し、適正な評価方法について指導した。 ○各学校で、個票を作成し、校務、学級経営、授業等における客観的な評価を行った。 ○各学校が期首、中間、最終面談等の個人面談を計画的に実施することができた。	○評価規準に関する各校長の共通理解、根拠の記録等について、県教委資料等をもとに継続的に指導していく。
		②教職員派遣研修や教職員人事による人材育成	A ○中央研修等を活用した、教職員派遣研修を実施することで、教科等の専門的な知識をもった人材を育成することができた。 ○筑前町教職員研修を体系化し、長期的な人材育成計画を策定し、経験年数、職務内容に応じた研修を行うことができた。	○研修の成果を活用した、教職員の活躍の場を与え、人材育成を進めていく。 ○教職員一人一人の職務やキャリアステージに応じた研修内容を工夫する。

(社会教育)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
Ⅲ教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	1 特色ある学習プログラム提供による成人事業の充実	①成人学級・講座	A ○5～2月 各種講座・学級を開催した。 募集した各種講座・学級は、全て開講することができた。 ○受講後のアンケートにより、各講座の満足度や目標達成率は90パーセント以上あり、一定の成果があったと評価する。	○今後も町民のニーズをうまくとらえながら企画し、講座タイトルや周知方法を工夫する。 また、単に学ぶことだけでなく、人と人とのつながりを醸成し、その活動を地域に広げることの出来るプログラムを準備し、地域や学校への学習成果の還元を図る。
	2 子ども読書活動推進計画をはじめとした読書活動の推進	①子ども読書活動推進計画の実施 ②地域の知の拠点としての機能強化	A ○「筑前町子ども読書活動推進計画」に沿った事業を行い、子どもの読書活動の促進につなげた。 ○「毎月23日は読書の日」とし、この日は省テレビ・省ゲームデーで家族で読書活動を行う日として啓発した。 A ○町民のさまざまな読書要求に応え、常に新鮮な資料構成を維持し、他館との相互貸借も利用した資料提供を行い、町民の生涯学習の場としてより良い利用環境を整えるとともに、レファレンス（調査支援、学習援助）やリクエスト（予約）サービスと併せて、筑前町内外の様々な情報の提供に努めた。	・「筑前町子ども読書活動推進計画」を推進し、子どもを取り巻く読書環境の充実に努める。 ・住民の生涯学習拠点として、住民のニーズに即した資料提供に努める。
	3 生涯スポーツの普及促進による健康増進	①スポーツ指導者研修会	A ○指導者を対象に、プロ野球・プロサッカー選手のトレーナーを経験した、えさき整骨院院長の江崎氏に『スポーツ傷害を起こさないためのコンディショニング法』について実技を含めた研修を実施。発達段階における子供の怪我の対処や早期発見の重要性、ストレッチ法などを学ぶ。参加者（79名）の多くに好評であった。	○体育協会、スポーツ少年団の活性化のためには、一般参加者、子どもたちにPRし体験、入会・入団してもらうことは大変重要であるが、それとともに後継指導者の育成は不可欠である。若年の指導員や保護者などに、体育協会活動やスポ少活動に必要な知識や研修などを継続して行い、将来の社会体育活動の中心になってもらうようにする。
	4 多様なニーズに応える自主文化事業の充実	①芸術・文化事業の開催	A ○入場者数は増加傾向にあり、幅広い年代を集客することが出来た。 ○マンスリーコンサートは、常に200～400名以上の入場者があり、ジャンルが多彩であるに関わらずリピーターが増加傾向にある。1990年代に大ヒットした中西保志氏、絵本とジャズをコラボレーションした徳永玲子氏とVISIONS、恒例の九州室内管弦楽団、オールディーズやゴスペルなど様々なジャンルの音楽を提供し、新たな客層を獲得することが出来た。 ○五日市剛氏や米良美一氏、多くの人に支持される著名人の講演会は盛況で自主文化事業への関心を高めることが出来た。	○アクロスレインボーコンサートが廃止になり、無料の文化事業の誘致はより困難となっている。補助事業の申請等で負担の軽減に努める必要がある。 ○参加型の企画を提供し、聴く観るだけでなく、体験する機会を提供することによって、町民ホールや文化施設の利用促進を図る。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
III 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	5 様々な体験活動による青少年の健全育成	①通学合宿	A ○通学合宿を三輪小校区、中牟田小校区、東小田小・三並小校区の3箇所で開催した。事前研修1泊2日、本研修6泊7日で、自治公民館にて実施し、子どもたちは自主的に調理・掃除・洗濯などの生活体験を行うことが出来た。また、実行委員会を組織し、もらい湯や見守りなど、地域の協力も得られた。本研修期間に保護者を招いて家庭教育学級を行った。子どもの現状や子育てについて理解を深めることができた。	○通学合宿：町公民館主催では、子どもたちと地域との繋がりが、また地域教育力の向上を図るには限界があるので、地域の公民館・自治公民館主催の通学合宿を促進する。 ○子ども会議：計画・準備期間が短く、参加者の意見を反映しづらかったので、年間スケジュールの見直しを行う。ジュニアリーダーが地域で活躍できるよう子ども会の活性化にも努める。 ○6年生交流会：さらに交流を深めるため、日程の延長、より魅力のあるプログラムやスケジュールを工夫する。
		②子ども会議	A ○子ども会議を三輪小校区のジュニアリーダー育成のため開催した。子どもたちが自分たちで体験活動の計画・準備・実行することができた。	
		③6年生交流会	A ○町内の小学6年生を対象に6年生の交流を実施した。1泊2日という短い期間だったが、野外体験や宿泊を通して、子どもたちの新たな交流が出来、他校のことを知ることが出来た。グループ毎での活動も行ったため、協調性を伸ばす良い機会となった。	
6 「子どもの約束」の推進及び啓発	①「子どもの約束」の推進及び啓発事業の充実	A ○24年度に策定した「子どもの約束」の策定までの経緯、込めた思いを社会教育委員の会議長が教育施策説明会で発表した。 ○周知を図るためポスターを作成し、幼稚園、保育園（所）を訪問し説明、掲示を依頼した。また、自治公民館、小学校に配付した。 ○スポーツ少年団、文化少年団、子どものつどい、通学合宿時の配付資料に「約束」を綴り込むとともに、斉唱を奨励した。 ○町広報紙、育成町民会議広報紙に掲載し広く啓発を図った。	家庭への普及促進を図る。	
7 人権フェスタ及び人権セミナーの充実	①人権フェスタ	B 参加者、出展数ともに例年より多かった。しかし、ステージ発表のつながりの部分や、観客が非常に少ない演目があるなど、全体的に構成を見直す必要がある。アンケートの回答にも同様の指摘があり、これまで通りでも評価できる参加者数や出展数など充実している部分がある反面、ステージと出店のスケジュールなど、工夫が必要である。	人権フェスタについては、実行委員会等でどうすべきか伺ったが意見がなく改善ができなかった。ステージでの演目が活かせる内容で作りかえるよう、提案する形で改善する。	
	②人権セミナー	B 生涯学習課の会議室で毎回実施していたが、参加者が少なく固定化しているとの指摘を受け、他団体との連携と出向く講座を主に取り組み、参加者も増え好評であった。しかし、当初は5回計画していたが、連携先との調整がうまくいかず、5回目は実施することができなかった。	人権セミナーは、学校等と連携し出向くだけにとどまらず、自ら講演会を開催するきっかけ作りとして自主的に運営していただく補助をする形をとりたい。また、5回の実施ができるよう多くの団体に働き掛けていく。	

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善・推進策
III 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	8 文化の振興	①文化財の保存・活用	B ○過年度のほ場整備事業に係る埋蔵文化財調査報告書の作成については、計画的な発行に努め、宮ノ前遺跡A、柏木・宮ノ元遺跡の報告書の作成を行った。 ○開発と文化財保護との調整については、267件におよぶ事前協議を行い、その中で7件の試掘確認調査を行った。 ○緊急発掘調査として、土地所有者と協議して栗田若宮古墳群の調査を行い、記録保存を行った。 ○朝倉古窯跡群調査については、調査指導委員会を設置し、多目的運動公園開発予定地内で、わが国にとって重要な窯跡及びその関連遺構について保存を図ることができた。 ○国指定文化財等については、一般公開や要望に応じて解説・説明等を行った。	○開発と文化財保護との調整については、地図システムを活用し、台帳の整備・充実を図る。 ○町内所在の文化遺産について調査を行い、その所在確認と活用の可能性について探り、「歴史文化基本構想」としてまとめる。 ○朝倉古窯群跡については、小隈窯跡とともに山隈窯跡・八並窯跡の調査を進め、ともに国指定史跡の可能性を探る。
		②町史の編さん	A ○平成27年10月刊行を目指して、計画通りの進捗状況である。 ○刊行委員会を1回、編さん委員会を3回開催し、発刊に向けて多くの提言がなされた。	○町史発刊に向けて、編集業務のより良い推進のための業者選定を行うように務め、業務を遂行する。